

台湾の博物館法と専門職員の現状

卓彦伶（北海道大学文学研究院）・宇仁義和（東京農業大学生物産業学部）

01 台湾の博物館法ができるまでの経緯

- 1977年** ● 行政院「十二項目国家建設」
博物館を含む文化施設が全国の各地域で建設されるようになった。
- 1983年** ● 行政院「文化建設方案」
行政院が教育部（日本の文部科学省に相当）に博物館法の検討を求めた。
- 1988年** ● 第1回「博物館法草案」検討開始
教育部が国立自然科学博物館に指示し、日本、韓国、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツなど諸国から博物館法に関する資料を収集し、博物館法草案の検討を開始した。
- 1991年** ● 第1回「博物館法草案」を提出
全6章28条からなる博物館法草案を教育部に提出し、1994年までの間に教育部による検討会議と各地域での座談会が開かれた。
- 2000年** ● 「博物館法草案」の再検討
教育部は中華民国博物館学会に博物館法の再検討を委託した。
- 2001年** ● 第2回「博物館法草案」を提出
中華民国博物館学会が全6章21条からなる草案を教育部に提出した。
- 2013年** ● 文化部による博物館法制定に向けた公聴会を実施
文化部：（日本の文化庁に相当）。
- 2015年** ● 「博物館法」が成立。2016年に施行。
全4章20条。博物館法の成立によって、台湾の博物館の位置付けはそれまでの「教育機関」（教育部・社会教育法）から「文化機関」（文化部・博物館法）へと変化した。

02 博物館法整備の必要性

公立博物館は煩雑な行政手続きによる組織運営の硬直化

公立博物館の設置と管理は「社会教育法」を基本法として行われてきた。国立博物館の組織法、組織章程、組織条例などは「社会教育法」第15条に従って規定され、博物館の業務職掌や人員の採用を規定していた。予算や人事は一定の行政手続きを経て承認を得る必要があり、立法機関の審議を受けなければならない。このため、組織の柔軟性が欠けて硬直化し、館の運営効率とパフォーマンスに影響を及ぼしていた。

私立博物館に明確な法的根拠がなく、安定的な運営が難しい

私立の博物館は「私立社会教育機構設立及び奨励方法」に基づいて設置されていたが、明確な法的根拠と主管機関がないため、政府の補助金を獲得にしくく、人材の流出や安定的な運営が難しくなっていた。

03 博物館法整備での課題

2013年10月に開催された文化部（日本の文化庁に相当）の公聴会では、「専門家や学者の意見は分かれており、特に私立博物館は関連する制度が発展に不利であると懸念して消極的な態度を示しており、立法について多くの疑問を抱いている。そのため立法は進展しなかった」と説明した。

当時、博物館の立法が進まない状況に対して、国立自然科学博物館・元副館長の秦氏は「博物館法が難産することを懸念するだけでなく、流産する可能性すらある」と悲観していた（秦裕傑 2003:95）。

04 2015年に成立した博物館法と注目点

- 本法の目的、博物館の定義、業務および分類。（第1条、第3条～第5条）
- 博物館の機能および運営：収蔵品の管理、研究展示および教育、博物館協力組織の設立、公立博物館の基金設置。（第9条～第12条）
- 博物館の補助、登録・評価制度：主管機関による博物館の補助、公立博物館の調達規定、司法差押えの免除保護、博物館登録・評価制度、関連税制優遇。（第13条～第17条） ※主管機関：国立博物館は文化部、公私立博物館は自治体。

先住民文化（第6条）

「原住民族の文献、歴史、文物の収集、保存、研究を行うために、中央事業主管機関は原住民族博物館を設置し、原住民族文化の持続的な発展を推進するものとする」。 ▶▶▶ 原住民族博物館を設置。 ※中央事業主管機関：原住民族委員会

専門的支援（第7条）

「主管機関は、本法に別段の定めがある場合を除き、第5条に基づいて設立・登録された公立および私立の博物館に対して、専門的な相談、技術の支援、人材の育成、および資金援助を提供し、博物館のコレクション品質を維持し、健全なコレクション管理制度を確立し、博物館の研究および展示企画能力を向上させ、教育の範囲を拡大するものとする」。 ▶▶▶ 公私博物館に対して専門的な相談、技術支援、経費補助などを提供。

作業基金（第12条）

「公立博物館は、運営上の必要により、一定の割合で自ら資金を調達した場合、予算法に基づき作業基金を設置することができる。一切の収支は基金に組み入れ、法に従って処理しなければならない」。 ▶▶▶ 「作業基金」の設置による博物館の財政健全化を図る。

評価・登録（第16条）

「中央主管機関は、博物館の専門性を表彰するため、収蔵、研究、展示、教育、管理および公共サービスなどの面において、博物館の評価および登録制度を確立しなければならない」。 ▶▶▶ 登録博物館は、指導や補助を優先的に適用。中央主管機関が各博物館の設立目的や運営状況に応じて評価を実施し、博物館の専門性とサービス品質を保証。

作業基金について

基金の管理と運用は主管機関に対して定期的に使用状況を報告する義務はあるが、政府の助成金、入場料収入、寄付、スポンサーシップ、グッズ収入などを基金として博物館の日常運営と活動に運用できる制度である。予算が残った場合は基金に戻すことができる。行政予算からある程度離れ、自由度が高く、全くの独立採算ではなく、必要に応じて行政からの資金援助が保障されている。

05 専門職員の現状

台湾には日本のような「学芸員」の資格制度はない。2015年の博物館法では「公立博物館の人事は、その規模、特色、および機能を考慮し、公正に検討し、優先的に配置する。館長、副館長およびその他の職員を配置し、必要に応じて教育者の資格に準じて採用することができる」（第8条）。博物館の専門職員の採用問題について、銓敘部（公務員の人事管理や採用に関する法律や規制の制定、改正、施行を担当する機関）は現在「聘任人員人事条例」の草案を検討しており、博物館での柔軟な人事制度を確立することを目指している（文化部 2015:5）。

【参考文献】

秦裕傑、1997年「博物館論述」pp.30-49、漢光文化

行政院研究發展考核委員会、2011年「我國國立博物館組織定位與經營模式之研究」pp.37-45

文化部、2015年「博物館法總說明」

秦裕傑、2003年「博物館法難産」『博物館學季刊』pp.85-95

張玉漢、2013年「從立法程序看我國博物館法草案立法之研究」『博物館與文化』第6期、pp141-166

